

東松島市学校給食センター 維持管理運営包括委託事業

募集要項等に関する質問回答(2回目)

令和7年9月12日

東松島市

- 1 本質問回答は、令和7年9月1日(月)から9月3日(水)までに受け付けた東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の募集要項等に関する質問(2回目)を項目順に整理するとともに、その回答を付したものです。
- 2 項目・質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、記載位置については、市で整理していますので注意してください。

1 募集要項等に関する質問回答(2回目)

< 募集要項に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
1	(質問回答 1 回目 番号 8) 契約保証金	16	5	5	(2)				「履行保証保険契約は、特別目的会社（SPC）又は共同企業体（JV）での付保が必要となります。」とご回答いただきましたが、保険会社に確認したところ、JV名義での付保の場合、構成企業の連帯保証が必要になる場合があり、企業として対応が厳しい恐れがあります。 JVによる付保を基本として保険会社と交渉いたしますが、これが厳しい場合、以下を条件として各社での付保について協議いただくことは可能でしょうか。 ① JVとしての付保が厳しい理由の提示 ② 運営企業・維持管理企業がそれぞれ履行保証保険に加入し JV付保の場合と同等の内容が確保されていること ③ 貴市の承諾があること	ご質問にある①保険契約が厳しいことの理由が妥当なものであること、②同等内容の確保が可能なものであること、及び③市が承諾できることを条件に、構成員ごとの保険契約について、事業者は市と協議できるものとしします。
2	(質問回答 1 回目 番号 12) サービス価格の改定	19	5	6	(2)	③	エ	C)	第1回質問回答では「消費税及び地方消費税を含む統計が正規のものであり、消費税及び地方消費税を含まない統計は仮のものであるため、原案どおり（税込指数での改定）」と回答をいただいておりますが、以下の理由により改定実務と整合が取れないため「消費税を除く指数」を採用することを再度検討願います。 ・現 P F I 事業においては、貴市からは「税抜額」に対して「消費税を除く指数」を用いた改定率を乗じて改定額を通知（公印有）いただいておりますが、実務上の混乱が生じること	原案のとおりとします。ご質問の「消費税を除く指数」は、日本銀行の公表HPにおいても「参考指数」とされており、かつ、数値データでの提供となっているため、データを取得する時期（タイミング）によっては修正が加えられ、その差異（修正）に気付かない場合が生じます。一方で、「消費税を含む指数」は、日本銀行の公表HPにおいても「正規指数」として取り扱われており、かつ、（固定された）PDFデータでの提供となっているため、データを取得する時期（タイミング）によって差異を生じるようなことはあ

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									・消費税は役務の提供に対して事業者が得る対価そのものではなく、対価に対して課税されるものであって、改定対象の業務費はあくまで「税抜額」であることから「消費税を除く指標」を用いることが合理的であること ・税率変更が生じた際、割戻しての指標算出が必要になり、過去の改定率との整合が問題になること（割戻しが必要になった時点で「ご回答にいう「正規の統計」ではなくおそれがあること）	りません。 その上で、ご質問の１点目について、現PFI事業と本包括委託事業とは、直接の関係はありません。 ご質問の２点目、３点目について、そのために、消費税率に関する補正を行うこととしています。
3	運営費相当分の支払額の改定	20	5	6	(3)	③	イ	a)	運営費についても、以下の理由により改定実務と整合が取れないため「消費税を除く指数」を採用することを再度検討願います。 ・現PFI事業においては、貴市からは「税抜額」に対して「消費税を除く指数」を用いた改定率を乗じて改定額を通知（公印有）いただいております、実務上の混乱が生じること ・消費税は役務の提供に対して事業者が得る対価そのものではなく、対価に対して課税されるものであって、改定対象の業務費はあくまで「税抜額」であることから「消費税を除く指標」を用いることが合理的であること ・税率変更が生じた際、割戻しての指標算出が必要になり、過去の改定率との整合が問題になること（割戻しが必要になった時点で「ご回答にいう「正規の統計」ではなくおそれがあること）	番号２への回答を参照してください。
4	(質問回答 1	31	6	4	(5)				募集要項では「現事業にお	原案のとおりとします。質

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
	回目番号 19) 光熱水費に関するモニタリング								ける光熱水費の 120%（価格換算）を超えた場合には、当該 120%（価格換算）を超えた部分の光熱水量に相当する光熱水費は、事業者負担とする。」とされており、その理由が第 1 回質問回答において「電気、水道、ガスと異なる光熱水量を単純に比較することが困難であるため」とご回答をいただいております。 しかしながら、電気、水道、ガスそれぞれの現使用量と、次期事業期間中の使用量を個別に比較すれば、エネルギー源ごとに節約への取組状況など、光熱水費の増減理由が明確に把握・分析できるため、電気、水道、ガス毎の使用量をモニタリングすることは、貴市にとっても有益な方法と考えます。 また、電気、水道、ガスそれぞれの契約単価が、令和 5・6 年度平均単価より 20%以上値上げされた場合には、どんなに事業者が節電、節水、節ガスに取り組んでも、当該単価値上げ分のすべてが事業者負担となってしまう事業条件となっております。 そのため、（価格換算）によるモニタリングではなく、（使用量）によるモニタリングへの修正を再度検討いたします。	問回答（1 回目）番号 19 では「・・・、現事業の光熱水量と本事業の光熱水量を比較する場合、<u>同一時点単価によって価格換算した上で比較しようというものです。</u>なお、「<u>同一時点単価</u>」として、<u>令和 5・6 年度の平均単価</u>を想定しています。」としています。つまり、ご質問にある「・・・それぞれの契約単価が、令和 5・6 年度平均単価より 20%以上値上げされた場合には、どんなに事業者が節電、節水、節ガスに取り組んでも、当該単価値上げ分のすべてが事業者負担となってしまう事業条件・・・」ではないとともに、電気、水道、ガスの使用量のウェイトが変化した場合にも、適切に比較できるものであることに留意と理解をお願いします。 なお、この規定は、募集要項で「ただし、明らかに事業者に帰責事由がない場合（例えば、提供給食数の増大、献立の大幅な変更、気候等環境条件の変動など）においては、この限りではない。」としているように、事業者にはペナルティーを課すことを目的とするものではなく、光熱水量の適切な使用を促そうとするものです。
5	パート人件費 支払額の算出 方法								第 1 回質問回答 18 頁パート人件費の改定算出方法にて、改定対象年度-1 年の 8 月の最低賃金を用いて改定するとご提示いただきました。 最低賃金は毎年 8 月に各労働局の審議会での答申に基	ご理解のとおりです。8 月としているのは、市が翌年度予算案の作成に取り掛かる時期を意識したものです。仮に、何らかの理由で最低賃金の公表が遅れた場合であっても、翌年度に適用されることが確実であ

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									づき、当年の 10 月から適用されているところ、ここにいう「8月の最低賃金」とは「当該年度の答申に基づき8月に公表され、同年度 10 月から適用される最低賃金」をいう（例えば、令和8年8月の最低賃金とは、令和8年度の答申に基づき令和8年 10 月から適用される最低賃金）ということでしょうか。	り、かつ、翌年度予算に関する手続に間に合うようであれば、当該公表の最低賃金を反映するものとします。

＜ 様式集に関する質問回答 ＞
な し

＜ 要求水準書に関する質問回答 ＞
な し

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞
な し

＜ 事業者選定基準に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	1	(1)	1)	ア	-	-	質 問	回 答
6	(質問回答 1 回目番号 41) 基本的要件に関する適格審査	3	5						共同企業体で入札参加する場合の基礎審査基準として「共同企業体を組成する場合にあつては、業務分担の内容及び価額が明示されているとともに、共同企業体として必要となる条件が満たされていること。」とご提示いただきました。 このうち、「価額の明示」については、様式 24（維持管理業務費）様式 25（運営費）にて該当企業がわかるようにすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで問題ありません。

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞
な し

＜ 包括委託契約書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	質 問	回 答
7	(質問回答 1	2	1		1	(11)			「事業年度」の定義におい	ご質問箇所の「令和9年3

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	質 問	回 答
	回目番号 44) 用語の定義					)			て、初年度を「本契約の締結日から令和9年3月31日まで」に修正する旨、回答をいただいておりますが、包括委託契約における初年度は「締結日～令和8年3月31日」になるかと存じますので、再修正をお願いいたします。 募集要項3ページの事業のスケジュールにてご提示いただいているとおり、本事業は「引継業務期間（令和8年1月上旬（≡締結日）～令和8年3月31日）」と「給食提供の期間（令和8年4月1日～令和18年3月31日）」に分かれており、これに従うと、包括委託契約における初年度は「令和8年3月31日」までになるかと存じます。 （ご回答の初年度「～令和9年3月31日まで」は、「給食提供の期間」の初年度に該当するため、誤りかと存じます。）	月 31 日までをいう。」を「令和8年3月31日までをいう。」に修正します。

＜ その他に関する質問回答 ＞

番号	項 目	箇 所	質 問	回 答
8	(質問回答 1 回目番号 50) 照明器具管球 類の交換につ いて	要求水準書P.8 -4-(4) 日常修繕・日常更新業 務	当該対応策について「市と事業者での協議の場を設けるものとします。」とご回答いただいていることから、管球の在庫が市場から完全になくなる等の事態によりLED化が必要となった場合の対応は、本事業対象外との認識でよろしいでしょうか。 LED化は単なる管球の取り換えと異なり工事を伴い多大な費用を要するため本事業対象外であることを確認させてください。	ご理解のとおりです。LED化工事が必要な場合には、市の費用と責任で、これを実施するものとします。

以上